

地域中小企業に対する都市部人材の発掘・紹介等マッチング支援モデル事業 参画企業公募要領

平成 28 年 5 月 20 日

※平成 28 年 5 月 27 日更新

1. 本事業の概要

1-1. 目的

本事業は、生産性の向上や新規事業創造等の経営の革新に取り組んでいる、また取り組む意思のある地域の中小企業・小規模事業者（以下、「地域中小企業」という。）が、ビジネス経験やスキルを持った意欲ある都市部の人材（以下、「都市部人材」という。）を期間限定で確保する機会を提供し、地域中小企業における経営の革新とひいては、地域経済の活性化の推進を目的とするものである。

なお本事業は、中小企業庁が実施する、「平成 28 年度地域中小企業・小規模事業者の都市部人材確保支援等事業」の実施事業者である三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング株式会社（以下、「MURC」という。）から委託された特定非営利活動法人 ETIC.（エティック）（以下、「事務局」という。）が、「地域中小企業に対する都市部人材の発掘・紹介等マッチング支援モデル事業」として事業を実施する。

1-2. 実施の背景・意図

全国の地域中小企業における人材不足は深刻であり、特に事業の拡大・変革を担うに十分なビジネス経験を有した人材が不足している。また、採用した人材が会社を離れてしまうケースも少なくない。

一方、都市部で働く人材にとって、働く場所や企業の規模を問わず、新規事業創出等、企業経営に近い立場で事業に携わるとは魅力的であると感じられることも多いが、転居を伴うことや環境の変化による不安要素が大きい地域中小企業への転職は心理的なハードルが高く、転職に至るケースは少ない。

本事業では、上記の現状に対し、経営の革新に取り組む強い意志があるが、社内にその担い手がいないという地域の中小企業に、都市部で一定のビジネス経験を積み、経営や新規事業の立ち上げに関心を持つ意欲的な人材が期間限定でチャレンジすることで、経営者と共に経営の革新に取り組むモデル事例を 10 社程度創出することを目指す。

都市部人材とのマッチングは、地域の特性を把握し、地域中小企業へ支援を行っている組織（以下、「コーディネート機関」という。）と連携して行うことを推奨する。

地域中小企業がコーディネート機関と連携することにより、都市部人材とマッチングする確率が上がることや、都市部人材の地域中小企業への転職に対する心理的ハードルを下げること、採用後も人材が定着し成果を出し続ける仕組みを構築することを目指す。

また本事業終了後も、本事業で創出したモデル事例を他の地域中小企業へ展開することで、本事業に留まらず、都市部人材を活用した経営の革新が多くの地域中小企業で推進されている地域社会の実現を目指すものである。

1-3. 支援期間・採択企業数

支援期間： 平成 29 年 3 月 10 日まで

採択企業数： 10 社程度

1-4. 実施体制

(1) 本事業の実施体制

本事業は、図 1 の体制に沿って実施する。

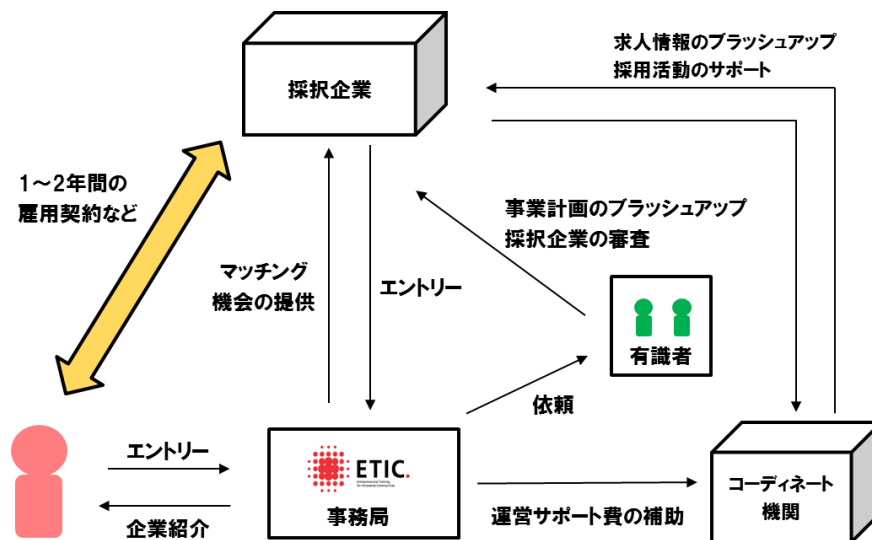


図 1 実施体制図

採択企業：	本事業に参画する地域中小企業。
コーディネイト機関：	現地での採用支援などを実施する。地域中小企業が選定する。
有識者：	新規事業開発や都市部人材活用の専門家。事務局が選定する。
都市部人材：	雇用後直ちに又は将来的に地域中小企業において経営者を補佐し、生産性の向上や経営の革新等に資することを想定した都市部の人材。
事務局：	特定非営利活動法人 ETIC.（エティック）が実施。

(2) 本事業の主な対象となる地域中小企業

本事業の主な対象となる地域中小企業は以下の通りとする。

- 現在の経営環境に課題感を持ち、生産性の向上や新規事業の創造に取り組んでいる、また取り組もうとする強い意志がある企業
- 人材に対して投資を行う意思があり、新たに都市部人材を雇用したいと考える企業

- 中期的な経営計画を持ち、戦略として本事業を活用できる企業

(3) 本事業におけるコーディネート機関の役割

本事業におけるコーディネート機関の役割は以下の通りとする。

- 参画する地域中小企業が取り組む事業計画のブラッシュアップ
 - 事業計画の設計サポート
 - 都市部人材が魅力的と感じる求人情報の作成サポート
- 都市部人材とのマッチング支援
 - 地域中小企業における書類選考のサポート
 - 転職を希望する人材との個別面談
 - 参画企業における採用面接のフォロー
 - 参画企業における受け入れ体制整備のフォローアップ
- 都市部人材マッチング後の支援（本事業終了後、任意で実施）
 - スタート時の目標設定三者面談の実施
 - 月報確認&人材との面談
 - 地域中小企業の経営者との面談
 - 3ヶ月に1回程度の三者面談の実施

(4) 想定する都市部人材の具体的な人材像

想定する都市部人材の具体的な人材像は原則として以下の通りとする。

- 社会人経験が3年以上ある
- 1～2年、もしくは長期で地域中小企業への就業を希望している
- 挑戦意欲、成長意欲が高く、自ら課題を解決し事業を推進できる
- 企業の経営や新規事業の立ち上げに関心がある
- 仕事を通じて地域経済への貢献意欲がある

1-5. 支援プログラム

本事業では、新規事業創出等の経営の革新を推進する意思を有する地域中小企業と経営の革新を推進するために、以下の支援プログラムを実施する。

- (1) 有識者による事業計画と情報発信のブラッシュアップ
- (2) イベント等による都市部人材への地域中小企業の魅力発信
- (3) ウェブサイトによる都市部人材への地域中小企業の魅力発信
- (4) 採択企業と都市部人材のマッチングの支援
- (5) 都市部人材の採用決定後の定着の支援

1-6. 支援プログラムの詳細

(1) 有識者による事業計画と情報発信のブラッシュアップ

- ①選考会（事業ブラッシュアップ会・事業プレゼンテーション）の実施

採択企業の選考過程で、書類選考を通過した地域中小企業を対象に、本事業を通じて実施する経営革新のプランについて有識者との意見交換の場を設定する。選考会では、経営革新のプランを多角的な視点から改めて検討することや、求人内容を都市部人材にとっていかに魅力的なものとするか、新たに採用する都市部人材をいかに活用していくかを議論する。

◆選考会開催概要◆（予定）

開催日：

事業ブラッシュアップ 平成 28 年 7 月 22 日(金)13 時 00 分～19 時 00 分

事業プレゼンテーション 平成 28 年 7 月 23 日(土)10 時 00 分～15 時 20 分

開催場所：東京都内

※詳細のスケジュールは 5-3. 審査方法・手順に記載

※両日の参加を必須とする。但し、2 日目のプレゼンテーション会は自社の発表時間のみの参加とする。

(2) イベント等による都市部人材への地域中小企業の魅力発信

①地域中小企業の経営者と都市部人材が直接交流するイベントの実施

都市部人材に対する地域中小企業の魅力発信の機会として、経営者と都市部人材が直接交流するイベントを東京・関西にて各 1 回開催する。

採択企業の経営者は、本イベントに参加することで、実施する経営革新のプランや自社が描くビジョン、求める人材像等について、直接、都市部人材に対して情報発信を行うことができる。

◆転職イベント@関西（仮称）開催概要◆

開催日：平成 28 年 11 月 19 日(土)（予定）

開催場所：関西

想定参加者数：50 人程度

参加企業数：10 社程度

※本イベントの出展企業については、本事業の採択企業に加え、経営の革新に取り組む意思のある地域中小企業数社の出展の可能性もある。ただし、当該イベントに出展するのみであり、途中から本事業の支援を受ける企業となるわけではない。

◆転職イベント@東京（仮称）開催概要◆

開催日：平成 28 年 11 月 26 日(土)（予定）

開催場所：東京都内

想定参加者数：100 人程度

参加企業数：20 社程度

※本イベントの出展企業については、本事業の採択企業に加え、経営の革新に取り組む意思のある地域中小企業数社の出展の可能性もある。ただし、当該イベントに出展するのみであり、途中から本事業の支援を受ける企業となるわけではない。

②地域で働くことに関心がある都市部人材をターゲットにしたイベントへのブース出展

本事業の情報を発信するために、地域や地域中小企業で働くことを趣旨とするイベント「日本全国！地域仕掛け人市」へブースの出展を行う。ブースでは、本事業の認知拡大と地域中小企業の魅力発信を行うことや、対象となりうる人材への情報提供を行う。

希望する採択企業の経営者は、本事業のブースに出展し、都市部人材に向けて、実施する経営革新のプランや自社が描くビジョン、求める人材像等について発信する。

◆日本全国！地域仕掛け人市開催概要◆

開催日：平成 28 年 10 月 29 日(土)

開催場所：東京都内

想定参加者数：300 人程度

(3) ウェブサイトによる都市部人材への地域中小企業の魅力発信

事務局は、ウェブサイトによる都市部人材への地域中小企業の魅力の発信や、採択企業の求人情報の掲載を行う。具体的な支援内容は以下の通り。

①求人メディアを活用した求人情報の発信及び特設ウェブサイトの開設

都市部人材に対して採択企業の魅力発信をするため、事務局がウェブサイト上で運営する求人メディアを活用し、採択企業の求人情報を掲載する。掲載する求人情報は、都市部人材にとって魅力的な内容となるよう質の向上を行う。また特設ウェブサイトを開設し、求人メディアと併せて都市部人材に対して広く採択企業の魅力発信や本事業の認知拡大を行う。

求人情報掲載例：<http://drive.media/career/job/3380>

(4) 採択企業と都市部人材のマッチングの支援

事務局は、採択企業と都市部人材のマッチングを図るため、以下の支援策を実施する。

①都市部人材に対する個別説明会の実施

事務局は、都市部人材に対して個別相談会を実施し、採択企業の求人情報の紹介や、地域中小企業で挑戦することの価値を説明し、採択企業への応募を促進する。また、都市部から地域中小企業に転職した人材の具体的な事例を紹介し、都市部人材が地域中小企業で就業することを前向きに検討できるよう情報の提供を行う。

◆個別説明会実施概要◆

開催日：求職者の希望に応じて随時開催

開催場所：事務局内、会議室（東京都内）

②イベント等における採択企業に対する都市部人材とのマッチングの支援

事務局は、採択企業の経営者に対して、イベントの出展前に、都市部人材への自社のPR方法や地域中小企業で働くことの魅力の発信方法について共有する機会を設ける。

（５）都市部人材の採用決定後の定着の支援

事務局は、都市部人材が高い意欲と能力を発揮し、採択企業の経営革新のプランを推進し、採択企業の経営の革新が実現できるよう事前の研修等を実施する。

① 都市部人材への個別事前研修の実施

事務局は、都市部人材に対して個別の事前研修を実施し、都市部人材が採択企業へ転職する目的を整理し、明確にする。また地域中小企業での就業における心構えを説明する。新しい環境に適応し、前向きに経営革新のプランを推進できるよう、動機づけを行う。

◆個別事前研修実施概要◆

開催日：都市部人材のマッチング後、随時

開催場所：事務局内、会議室（東京都内）

② 都市部人材への集合研修の実施

事務局は、採択企業が採用した都市部人材に対して、都市部人材がモチベーションを高く維持し、経営の革新を推進し、期待する成果を出せるように集合研修を実施する。

◆集合研修実施概要◆

開催日：平成29年2月25日（土）（予定）

開催場所：事務局内、会議室（東京都内）

③ 採択企業に対する都市部人材の定着を支援する集合研修の実施

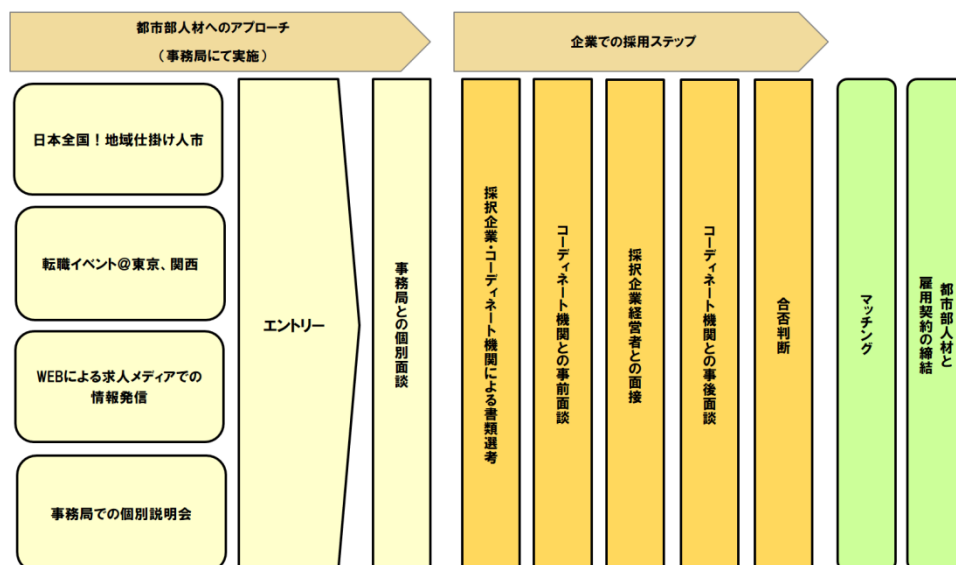
事務局は、採択企業に対して、採用する都市部人材を受け入れるにあたっての心構えを考へることや、都市部人材を採用する目的や期待することを改めて明確にするために集合研修を実施する。

◆採択企業向け研修実施概要◆

開催日：平成28年2月25日（土）（予定）

開催場所：事務局内、会議室（東京都）

1-7. 都市部人材の採用フロー

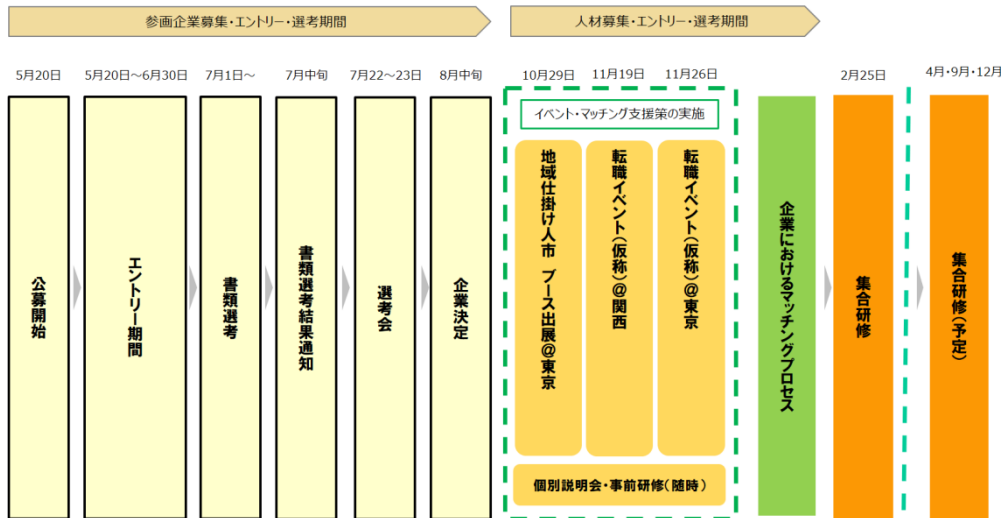


1-8. 事業の実施スケジュール（予定）

- 平成 28 年 5 月 20 日(金) 公募要領・参画申請書公開、参画申請書受付開始
- 平成 28 年 6 月 30 日(木) 参画申請書提出締切（18 時 00 分必着）
- 平成 28 年 7 月 1 日(金) 書類選考実施
～ 7 月 8 日(金)
- 平成 28 年 7 月上旬 書類選考結果発表・通知
- 平成 28 年 7 月 22 日(金) 選考会（事業計画のブラッシュアップ・プレゼンテーション）
～ 7 月 23 日(土)
- 平成 28 年 8 月中旬 採択企業決定・通知
- 平成 28 年 9 月 1 日(木) 求人公開開始、マッチング後、個別事前研修実施（随時）
- 平成 28 年 10 月 29 日(土) 日本全国！地域仕掛け人市ブース出展
- 平成 28 年 11 月 19 日(土) 転職イベント（仮称）@関西実施
- 平成 28 年 11 月 26 日(土) 転職イベント（仮称）@東京実施
- 平成 29 年 2 月 25 日(土) 集合研修実施

※スケジュールについては、現時点での予定となっており、変更となる場合があるため、予め了承のこと。

※平成 29 年 4 月以降も継続して、参画人材向けの集合研修を平成 29 年 4 月、9 月、12 月に東京または地域で実施予定。費用は自己負担または企業負担とする。



2. 公募要件等

2-1. 採択企業が満たすべき要件

- ① 本事業で定義する「中小企業・小規模事業者」であること。（定義の詳細は別途、8. 参考に記載）
- ② 以下の地域を除く地域に事業所又は拠点が存在し、当該事業所又は拠点において、都市部人材を確保することを前提とした支援を希望する中小企業であること。

対象外とする地域：東京23区及びその隣接市、さいたま市、千葉市、川崎市、横浜市、名古屋市、大阪市、堺市、京都市、神戸市

- ③ 採用した都市部人材を活用し、推進したい、もしくは推進している経営革新のプランがあること
- ④ 経営者自らが当事者として経営の革新を推進していく強い意思があること
- ⑤ 参画する地域中小企業とその関係者が反社会的勢力※に該当していないこと

※ 反社会的勢力の排除

・参画する関係者は現在、暴力団、暴力団員、暴力団でなくなったときから5年を経過していない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標榜ゴロまたは特殊知能暴力団集団等、その他これらに準ずるもの（以下、これらを「暴力団員等」という。）に該当しないこと、および次の号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当していないことを確約するものとする。

- A) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
- B) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
- C) 参加者若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は、第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること

D) 暴力団等に対して資金を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること

- ・特定非営利活動法人 ETIC.（エティック）は、前項の確約に反して、当該の者が暴力団員等あるいは前項各号に一つでも該当することが判明したときは、何らの催告をせず、人材紹介や出展を取り消すことができる。

2-2. 採択企業の義務

- ① 7月22日、23日実施の「選考会」に原則、経営者が参加すること
- ② 選考会の事業計画のブラッシュアップにて、自社の経営革新のプランについて、有識者および、参画を希望する他の地域中小企業の経営者と意見交換を行い、自社の事業計画を更に良いものにする
- ③ 選考会の事業計画のプレゼンテーションにて、審査員に対して、自社の経営革新のプランを発表すること
- ④ 原則として、11月19日、26日実施の「転職イベント(仮称)」に経営者が参加し、都市部人材の獲得のために自社のアピールを実施すること
- ⑤ 2月25日実施(予定)の集合研修に、原則、経営者が参加すること
- ⑥ 都市部人材の採用と定着を図るためにコーディネート機関と連携すること
- ⑦ 都市部人材の採用においては、採択企業で面接を実施し、採用の判断及び、採用後の労務管理等は全て採択企業の自己責任で行うこと。
- ⑧ 本事業を通じて採用する都市部人材と原則1年以上の有期雇用契約を結ぶこと

2-3. コーディネート機関の満たすべき要件

地域中小企業は、本事業を円滑に実施するために、コーディネート機関と連携してプログラムや事業計画を推進することを推奨する。コーディネート機関は参画する地域中小企業が選定し、以下の能力や実績を備えていることを要件とする。

※コーディネート機関の選定は「推奨」とし、選定を強制するものではない。

※コーディネート機関を選定せずに採択された場合、採択後に事務局が選定のサポートを実施する

- ① 本事業の推進にあたり、参画する地域中小企業と連携すること
- ② 参画するコーディネート機関とその関係者が反社会的勢力(前項)に該当していないこと

2-4. コーディネート機関の義務

- ① 本事業で設計する経営革新のプランが都市部人材にとって魅力的な事業計画であるか、経営者とともに検討し、向上を図ること
- ② 本事業で設計する経営革新のプランを地域中小企業と連携して推進すること

- ③ 採用する都市部人材に対して、採用後、都市部人材が高い意欲と能力を発揮して経営革新のプランを推進できるよう面談等を実施し、支援を行うこと
- ④ 採択企業の経営者に対して、事務局が実施するイベントへの出展の支援を行うこと。
- ⑤ 本事業の担当者を設置すること

3. 契約等

3-1. 契約

事務局と採択企業は、本事業の実施に伴い、事務局が指定する職業紹介サービスの契約書の締結と機密情報に関する誓約書を提出し、事業を実施する。また都市部人材に関する個人情報については、事務局のプライバシーポリシーに基づくこととする。

3-2. 参加費用

本事業の参加費用は、行政事業として実施する事業の為、以下は不要とする。

- I. 1-6. 支援プログラムの詳細に記載のイベントへの参加料
- II. 事務局が運営する求人メディアへの求人情報掲載料
- III. 本事業で採用する都市部人材の人材紹介料

但し、以下の費用は採択企業にて負担する費用とする。

- I. 本事業を通じて採用する都市部人材の人件費等
- II. 選考会参加に伴う経営者・コーディネート機関の旅費等
- III. イベント参加に伴う経営者・コーディネート機関の旅費等
- IV. 採用する都市部人材に関わる研修の参加費・旅費等
- V. その他本事業を通じて発生した費用

なお、コーディネート機関には、上記採択企業にて負担する旅費やコーディネート機関が採択企業を支援する際の事業費等として50万円程度/1社の運営サポート費の補助を受けることができる。運営サポート費の支払いは平成29年2月28日を支払予定日とする。詳細については、採択企業と連携するコーディネート機関に対し、別途説明することとする。

4. 参画の方法

4-1. 参画申請方法

(1) 申請に必要な書類

- ① 参画申請書
- ② 直近1期分の財務諸表（貸借対照表・損益計算書）
- ③ 暴力団排除に関する誓約書

なお、書類選考を通過した企業は、別途、事務局が指定する求人票と選考会で使用する事業プレゼンテーションの発表資料を準備すること

(2) 申請書の入手方法

本事業の特設ページ(<http://etic.or.jp/professional/host/>)下部にある、参画申請フォームより必要事項を記入の上、参画申請フォームを送信する。フォーム入力したメールアドレス宛に自動返信メールにて添付ファイルにて参画申請書等を送付する。

(3) 申請書等の提出期限

平成 28 年 6 月 30 日 (木) 18:00 必着 (郵送・電子メール共に)

(4) 申請書等の提出方法

申請書等の受付は、「郵送による紙媒体」「電子メールによる電子媒体」の双方を提出することにより受け付ける。「郵送による紙媒体」「電子メールによる電子媒体」いずれか一方のみの提出の場合は、申請を受け付けられないため注意のこと。その他、FAX・持ち込みによる提出は原則として受け付けない。電子メールでの提出の際は、必ず以下の件名にて送付し、本文には団体名と問い合わせ先を明記すること。

(5) 申請書等の提出先

【郵送先住所】

〒150-0041 東京都渋谷区神南 1-5-7 APPLE OHMI ビル 4F

特定非営利活動法人 ETIC. (エティック)

事務局 担当：森本、藤田宛

【郵送物】参画申請書、直近 1 期分の財務諸表 **各 10 部**

暴力団排除に関する誓約書 1 部

【電子メール提出先】apply-pro@etic.or.jp

【添付ファイル】参画申請書、直近 1 期分の財務諸表

※データ形式は変更せず、元の形式のまま提出すること。

4-2. 提出にあたっての注意事項

- (1) 事務局は採否に関わらず申請書等の作成費用等、本事業の申請に要した経費を支給しない
- (2) 書類に不備等がある場合は、選考対象とはならないため、公募要領を熟読のうえ、注意して記載すること (提案書類の様式は変更しないこと)
- (3) 一度提出された書類の変更及び取り消し、差し替えは原則受け付けない
- (4) 提出された書類は返却しない
- (5) 提出された書類や取得した情報等は、本事業の採択に関する審査、採択企業の人材採用に関する業務以外には使用しない
- (6) 記載内容が事実と異なる場合には、採択されても後日取り消しとなる場合があるので留意すること

5. 公募スケジュール、選考および採択

5-1. 公募および選考スケジュール

公募要領公開・公募開始	平成 28 年 5 月 20 日(金)
提出締切	平成 28 年 6 月 30 日(木)18 時 00 分必着
書類選考結果の通知	平成 28 年 7 月上旬
選考会の実施	平成 28 年 7 月 22 日(金)～23 日(土)
選考会結果の通知	平成 28 年 8 月中旬

※ 日程は、今後、変更となる場合があるため予め了承のこと。

5-2. 採択予定企業数

10 社程度

5-3. 審査方法・手順

採択する企業の審査は、書類選考と選考会（事業ブラッシュアップ・事業プレゼンテーション）による評価にて実施する。

(1) 書類選考

参画を希望する地域中小企業は参画申請書を作成し、事務局へ提出する。提出された参画申請書に基づき、事務局にて書類選考を実施する。書類選考は、5-4. 審査基準に記載の基準に基づき実施する。

(2) 選考会（事業ブラッシュアップ・事業プレゼンテーション）

採択企業の決定および、書類選考を通過した地域中小企業が検討している事業計画のブラッシュアップを目的とする選考会を実施する。

書類選考を通過した地域中小企業は、原則、経営者本人とコーディネートの担当者が東京で開催される選考会に参加し、事業計画のブラッシュアップを行った上で、プレゼンテーションを行う。採択企業は、プレゼンテーションの内容に基づいて決定する。

【選考会スケジュール（予定）】

1 日目：平成 28 年 7 月 22 日(金)／事業ブラッシュアップ

13:00～13:30	オリエンテーション
13:30～14:30	事例勉強会（先進事例の紹介）
14:30～14:50	休憩
14:50～17:50	事業ブラッシュアップ
17:50～18:00	休憩
18:00～18:50	プレゼンテーション資料作成
18:50～19:00	事務連絡
19:00～20:00	懇親会（参加任意）

2 日目：平成 28 年 7 月 23 日(土)／事業プレゼンテーション

10:00～10:20 受付開始

10:20～12:20 事業プレゼンテーション・午前の部

12:20～13:20 休憩

13:20～15:20 事業プレゼンテーション・午後の部

※発表時間は1社30分（事業発表15分（経営者10分、コーディネーター3分、予備2分）、

質疑応答10分、予備5分）とする。

※経営者とコーディネーターの参加は、自社の発表時間のみとする。

5-4. 審査基準

参画する地域中小企業の審査基準については、以下の項目を元に選考を実施する。

- I. 求人背景や採用する人材に対する期待が明確であり、求人内容が事業促進や経営の革新に資するものであるか
- II. 経営者自身が事業に対して思いを持ち、事業の更なる推進と変革をしていきたいと考えているか
- III. 事業内容と求人内容が特徴的であるか、また革新的であるか
- IV. 組織の挑戦風土と教育体制が整備されているか
- V. 本事業の推進に適切なコーディネート機関と連携することが可能であるか
- VI. 本事業を推進するにあたり、十分な財務基盤が整備されているか
- VII. 本業を通じて地域経済に貢献しているか
- VIII. 本事業終了後、都市部人材を活用した事業推進の成果等を発信し、モデル事業の波及に協力することが可能であるか

なお、採択企業の決定においては、適切なコーディネート機関を選定することで加点の対象とする。加点対象となるポイントは以下の通りである。

- I. 都市部からの人材採用活動やその支援等の実績があるか
- II. 地域内での企業・人的ネットワークがあり、地域中小企業の事業推進を支援した実績があるか
- III. 地域中小企業の経営者と連携し、経営課題を抽出し、経営革新のプランを設計した実績があるか、またはその能力があるか
- IV. 本事業終了後も継続して、活動地域において、都市部人材が地域中小企業で活躍できる環境を整備することが可能であるか。また採択企業以外の地域中小企業と連携し、都市部人材を活用した経営の革新を推進することが可能であるか

6. 申請にあたっての留意点

6-1. 参画に関する誓約について

本事業は、地域中小企業に対し、都市部人材のマッチングを保証したり、地域中小企業が実施する経営革新のプランの内容を保証するものではない。

6-2. 個人情報の取り扱い

本事業に関する個人情報・機密情報の取扱いについては、別途プライバシーポリシーを参照のこと。

<http://www.etic.or.jp/privacy.html>

【第三者への機密情報及び個人情報提供について】

地域中小企業が応募する事業やプロジェクトに係る情報は、事務局が本事業を実施するにあたり、外部審査員、必要な事務を実施するために契約を結んだ委託契約スタッフ、並びに事務局職員の監督下にあるインターン生に提供する。また、中小企業庁及びMURCに提供する場合がある。

6-3. 本プログラムを途中終了する際の対応等

(1) 採択企業の事由でプログラムの実施を中止する場合

採択企業の事業環境に大幅に変化が生じた場合や、止むを得ない事情により中止される場合は、採択決定後に締結する契約書に基づき、中止の申請書を事務局に提出のこと。

(2) 採用した都市部人材の事由でプログラムの実施を中止する場合

止むを得ない事情により研修を中止される場合、速やかに指定の様式に従い、運営事務局までメール・郵送にて連絡すること。

(3) 自然災害等の不可抗力による事由でプログラムの実施を中止する場合

自然災害等の不可抗力により、プログラムの実施を中止される場合、速やかに指定の様式に従い、運営事務局まで連絡すること。

6-4. 企業情報の取り扱い

申請書その他応募企業の情報については、事業管理のため委託者である中小企業庁及びMURCに提供することがある。採択された場合、採択企業との調整の上、企業概要、事業終了後の事業の実施概要を公表することがある。

7. 問い合わせ先

特定非営利活動法人 ETIC. (エティック)

事務局 森本・藤田・伊藤(順)

〒150-0041 東京都渋谷区神南 1-5-7 APPLE OHMI ビル 4階

電話 : 03 - 5784 - 2115 FAX : 03-5784-2116

受付時間：平日 10 時～17 時

8. 参考

本事業における「中小企業・小規模事業者」について

- (1) 中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第 2 条に規定する中小企業者。ただし、次のいずれかに該当する者は除く。
- ① 発行済株式の総数又は出資価格の総額の 2 分の 1 以上を同一の大企業が所有している中小企業者
 - ② 発行済株式の総数又は出資価格の総額の 3 分の 2 以上を大企業が所有している中小企業者
 - ③ 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の 2 分の 1 以上を占めている中小企業者
- (注) 大企業とは、中小企業基本法に規定する中小企業者以外の者であって、事業を営む者をいう。ただし、以下の該当する者については、大企業として取り扱わないものとする。
- 中小企業投資育成株式会社法（昭和 38 年法律第 101 号）に規定する中小企業投資育成株式会社
 - 投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成 10 年法律第 90 号）に規定する投資事業有限責任組合
- (2) 特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）に規定する特定非営利活動法人のうち、主として中小企業者の振興に資する事業を行う特定非営利活動法人であって、以下のいずれかに該当するもの。
- ① 中小企業者と連携して事業を行うもの
 - ② 中小企業者の支援を行うために中小企業者が主体となって設立したもの（社員総会における表決権の 2 分の 1 以上を中小企業者が有しているもの）
 - ③ 新たな市場の創出を通じて、中小企業の市場拡大にも資する事業活動を行う者であって、有給職員を雇用するもの
- (3) 中小企業団体の組織に関する法律（昭和 32 年法律第 185 号）第 3 条第 1 項に規定する中小企業団体
- (4) 特別の法律によって設立された組合又はその連合会であって、その直接又は間接の構成員たる事業者の 3 分の 2 以上が (1) の中小企業者であるもの（(3) の中小企業団体を除く）

※本事業は、中小企業庁「平成 28 年度地域中小企業・小規模事業者の都市部人材確保支援等事業」の委託を受けて実施しています。